

9章 二国間原子力協定

- 9.1 日本が締結している原子力協力協定の内容の比較
- 9.2 日米原子力協力協定
- 9.3 日英原子力協力協定
- 9.4 日加原子力協力協定
- 9.5 日仏原子力協力協定
- 9.6 日豪原子力協力協定
- 9.7 日中原子力協力協定
- 9.8 日欧州原子力共同体原子力協力協定
- 9.9 日カザフスタン原子力協力協定
- 9.10 日ベトナム原子力協力協定
- 9.11 日韓原子力協力協定
- 9.12 日ヨルダン原子力協力協定
- 9.13 日露原子力協力協定
- 9.14 日トルコ原子力協力協定
- 9.15 日UAE原子力協力協定
- 9.16 日印原子力協力協定

9. 二国間原子力協定

二国間原子力協力協定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 二国間での原子力資機材や技術の移転に際し、当該移転品目や派生核物質について平和利用などを担保するための法的枠組み ・ 我が国は原子力資機材等の輸出にあたっては、二国間原子力協定を締結することにより、平和利用等に関し、輸出先国より保証を取り付けることを基本的な方針としており、これまでに、米国、英国、カナダ、フランス、オーストラリア、中国、EURATOM 等との間で締結 ・ インドとの間で協定に署名したほか、ブラジル、マレーシア、モンゴル、タイと原子力協定締結を交渉中 ・ クウェート、インドネシア、イタリア、モンゴル、ポーランド、マレーシアとの間で協力文書に署名
日米原子力協力協定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国からの研究炉とその燃料としての濃縮ウランの供与を目的とする日米間の最初の原子力協力協定が、1955年11月14日に署名、同年11月27日に発効 ・ 日米間の最初の包括的な原子力協力協定が1958年6月16日に署名、同年12月5日に発効(1958年、1963年に改正) ・ 上記協定の有効期限満了にともない、新協定が1968年2月26日に署名、同年7月10日に発効(1973年に改正) ・ 再処理、管轄外移転等に関する包括的事前同意を取り入れた現行の日米原子力協力協定が1987年11月4日に署名、1988年7月17日に発効
日英原子力協力協定
<ul style="list-style-type: none"> ・ コールダーホール改良型原子炉の導入を目的とした最初の日英原子力協力協定が1958年6月16日に署名、同年12月5日に発効 ・ 上記協定の有効期限満了にともない、新協定が1968年3月6日に署名、同年10月15日に発効 ・ 更に、上記協定の有効期限満了にともない、現行の日英原子力協力協定が1998年2月25日に署名、同年10月12日に発効
日加原子力協力協定
<ul style="list-style-type: none"> ・ カナダ産ウラン等の輸入を目的とした本協定が1959年7月2日に署名、1960年7月27日に発効 ・ 新たな核不拡散措置を追加した同協定の改正議定書が1978年8月22日に署名、1980年9月2日に発効
日仏原子力協力協定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1972年2月26日署名、同年9月22日に発効 ・ 協定を現状に合わせたものにするため、1990年4月9日、本協定の改正議定書に署名、同年7月19日に発効
日豪原子力協力協定
<ul style="list-style-type: none"> ・ オーストラリア産ウランの輸入を目的とした本協定が1972年2月21日に署名、同年7月28日に発効

9章 二国間原子力協定

	<ul style="list-style-type: none">1982年3月5日、オーストラリアの新たな核不拡散政策を取り入れた新協定への署名が行われ、同年8月17日に発効
日中原子力協力協定	
	<ul style="list-style-type: none">1985年7月31日署名、1986年7月10日に発効
日 EURATOM 原子力協力協定	
	<ul style="list-style-type: none">2006年2月27日署名、同年12月20日に発効
日カザフスタン原子力協力協定	
	<ul style="list-style-type: none">2010年3月2日署名、2011年5月6日に発効
日ベトナム原子力協力協定	
	<ul style="list-style-type: none">2011年1月20日署名、2012年1月21日に発効
日韓原子力協力協定	
	<ul style="list-style-type: none">1985年12月20日に署名・発効した日韓科学技術協力協定の下で人的交流と情報交換を実施1980年代以降、韓国が急速に原子力発電を推進したことから、本協定は2010年12月20日に署名、2012年1月21日に発効
日ヨルダン原子力協力協定	
	<ul style="list-style-type: none">2010年9月10日署名、2012年2月7日に発効
日露原子力協力協定	
	<ul style="list-style-type: none">1973年10月10日に署名・発効した日韓科学技術協力協定及び1991年4月8日に署名・発効した日ソ原子力協力協定の下で原子力安全に関する人的交流、情報交換等を実施日露原子力協力の潜在性増大やロシアによるIAEA保障措置受け入れの進展により、本協定は2009年5月12日署名、2012年5月3日に発効
日トルコ原子力協力協定	
	<ul style="list-style-type: none">2013年4月26日署名、2014年6月29日に発効
日 UAE 原子力協力協定	
	<ul style="list-style-type: none">2013年5月2日署名、2014年7月10日に発効
日印原子力協力協定	
	<ul style="list-style-type: none">2016年11月11日に署名、2017年7月20日に発効

9.1 日本が締結している原子力協力協定の内容の比較(1/5)

	日米協定	日英協定	日加協定	日仏協定	日豪協定	日中協定	日 EURATOM 協定
署名日、発効日	1987年11月4日署名 1988年7月17日発効	1998年2月25日署名、 1998年10月12日発効	1959年7月2日署名 1960年7月27日発効 1978年8月22日改正議定書に署名(1980年9月2日発効)	1972年2月26日署名 1972年9月22日発効 1990年4月9日改正議定書に署名(1990年7月19日発効)	1982年3月5日署名 1982年8月17日発効	1985年7月31日署名 1986年7月10日発効	2006年2月27日署名 2006年12月20日発効
協力の分野	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 ✓ ウラン資源の探鉱及び採掘 ✓ 軽水炉及び重水炉の設計、建設及び運転軽水炉及び重水炉の安全上の問題 ✓ 放射性廃棄物の処理及び処分 ✓ 放射線防護及び環境監視 ✓ 両締約国政府が合意するその他の分野 (第3条)	規定なし
協力の形態	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 情報の提供、交換 ✓ 資材、核物質、設備、構成部分の移転 ✓ 役務の提供 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 公開情報の提供 ✓ 資材、核物質、設備の移転 ✓ 役務の提供 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公開情報の提供 ✓ 設備、施設、資材、核物質の供給 ✓ 特許権の移転 ✓ 設備及び施設へ近づくこと並びに設備及び施設の使用 ✓ 技術援助及び役務の提供(第1条) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 公開情報の提供 ✓ 資材、核物質、設備、施設及び機微な技術の移転 ✓ 役務の提供 ✓ その他(特に原料物質の探鉱、採掘及び利用に関する協力) (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 公開情報の提供、交換 ✓ 核物質、資材、設備、機微な技術の移転 ✓ 役務の提供 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 情報の交換 ✓ 核物質、資材、設備、施設の移転 ✓ 役務の提供 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 公開情報の提供、交換 ✓ 核物質、設備、資材の移転 ✓ 役務の提供 (第2条)
協定の対象品目	資材、核物質、設備、構成部分(第2条第4項)	資材、核物質、設備(第3条)	設備、施設、資材、核物質、機微な情報(第4条のA)	資材、核物質、設備、施設、機微な技術(第2条)	核物質、資材、設備及び機微な技術(第2条)	核物質、資材、設備、施設(第2条)	核物質、設備、資材(第3条)
核爆発利用、軍事利用	禁止(第8条)	禁止(第3条)	禁止(第4条第1項)	禁止(第2条)	禁止(第3条第1項)	禁止(第4条第2項)	禁止(第7条)

	日カザフスタン協定	日ベトナム協定	日韓協定	日ヨルダン協定	日露協定	日トルコ協定	日UAE協定	日印協定
署名日、発効日	2010年3月2日署名 2011年5月6日発効	2011年1月20日署名 2012年1月21日発効	2010年12月20日署名 2012年1月21日発効	2010年9月10日署名 2012年2月7日発効	2009年5月12日署名 2012年5月3日発効	2013年4月26日署名 2014年6月29日発効	2013年5月2日署名 2014年7月10日発効	2016年11月11日署名 2017年7月20日発効
協力の分野	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ウラン資源の探鉱及び採掘 ✓ 軽水炉及び高温ガス炉の設計、建設及び運転 ✓ 軽水炉及び高温ガス炉の安全 ✓ 放射性廃棄物の処理及び処分 ✓ 放射線防護及び環境監視 ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 (第2条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ウラン資源の探鉱及び採掘 ✓ 軽水炉の設計、建設及び運転 ✓ 原子力の安全 ✓ 放射性廃棄物の貯蔵、輸送、処理及び処分 ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 ✓ 保障措置及び核セキュリティ ✓ 人的資源の開発 ✓ 法的枠組み作成 ✓ 広報 (第2条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 軽水炉の設計、建設、運転、保守及び廃止 ✓ 原子力の安全 ✓ 放射性廃棄物の処理及び管理 ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ウラン資源の探鉱及び採掘 ✓ 軽水炉の設計、建設及び運転 ✓ 軽水炉の安全及び防護 ✓ 放射性廃棄物の処理及び処分 ✓ 放射線防護及び環境監視 ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 (第2条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ウラン資源の探鉱及び採掘 ✓ 軽水炉の設計、建設及び運転 ✓ 放射性廃棄物の処理及び管理 ✓ 原子力の安全 ✓ 放射線防護及び環境監視 ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 (第2条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 原料資源の探鉱及び採掘 ✓ 原子炉の設計、建設、運転及び廃止 ✓ 核燃料の生産及びそのための設備の製作 ✓ 原子力安全(放射線防護及び環境監視を含む) ✓ 核セキュリティ ✓ 使用済燃料及び放射性廃棄物の管理 ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 (第2条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ウラン資源の探鉱及び採掘 ✓ 軽水炉の設計、建設及び運転 ✓ 軽水炉の安全 ✓ 放射性廃棄物の処理及び処分 ✓ 放射線防護及び環境監視 ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 (第2条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 原子炉の設計、建設、運転のための補助的役務、保守活動及び廃止措置 ✓ 核燃料サイクルの全ての側面で上記に関連するもの ✓ 原子力の安全に係る事項 ✓ 原子力の平和的利用の分野における科学上及び技術上の協力 ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 ✓ 核セキュリティに係る事項における経験の共有 (第2条第3項)
協力の形態	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 公開情報の交換 ✓ 核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術の供給 ✓ 役務の提供及び受領 (第2条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家及び研修生の交換 ✓ 公開情報の交換 ✓ 核物質、資材、設備及び技術の供給 ✓ 役務の提供及び受領 (第2条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 公開情報の交換 ✓ 核物質、資材、設備及び技術の供給 ✓ 役務の提供及び受領 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家及び研修生の交換 ✓ 公開情報の交換 ✓ 核物質、資材、設備及び技術の供給 ✓ 役務の提供及び受領 (第2条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 情報の交換 ✓ 核物質、資材、設備及び技術の供給 ✓ 役務の提供及び受領 (第2条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家及び研修生の交換 ✓ 公開情報の交換 ✓ 核物質、資材、設備及び技術の供給 ✓ 役務の提供及び受領 (第2条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家及び研修生の交換 ✓ 公開情報の交換 ✓ 核物質、資材、設備及び技術の供給 ✓ 役務の提供及び受領 (第2条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 国家安全保障上の理由により秘密として指定する情報以外の情報の交換 ✓ 核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の供給 ✓ 役務の提供及び受領 (第2条第2項)
協定の対象品目	核物質、資材、設備、施設、技術(第2条)	核物質、資材、設備、技術(第2条)	核物質、資材、設備、技術(第3条)	核物質、資材、設備、技術(第2条)	核物質、資材、設備、技術(第2条)	核物質、資材、設備、施設、技術(第2条)	核物質、資材、設備、技術(第2条)	核物質、核物質ではない資材、設備、技術(第2条)
核爆発利用、軍事利用	禁止(第4条)	禁止(第4条)	禁止(第4条)	禁止(第4条)	禁止(第4条)	禁止(第3条)	禁止(第4条)	禁止(第3条)

日本が締結している原子力協力協定の内容の比較(2/5)

	日米協定	日英協定	日加協定	日仏協定	日豪協定	日中協定	日 EURATOM 協定
通常の保障措置	包括的保障措置(日本) 米 IAEA 間のボランタリーオファー型の保障措置、補助的措置(第 9 条第 1 項)	包括的保障措置(日本) 英国、EURATOM、IAEA の協定に基づく保障措置(英国)及びその補助的措置並びに EURATOM 保障措置 (第 4 条第 1 項)	包括的保障措置(第 4 条第 2 項)	包括的保障措置(日本) フランス、EURATOM、IAEA の協定に基づく保障措置(フランス) (第 2 条の A 第 1 項)	包括的保障措置(第 3 条第 2 項)	それぞれの異なる立場に従い、IAEA に対し、それぞれの管轄内において保障措置の適用を要請(第 4 条第 3 項) 中国は、自発的に提起することによりできる限り速やかに IAEA との間で IAEA による保障措置の適用のための協定を締結することを確認 1977 年 3 月 4 日署名の日 IAEA 協定は第 4 条第 3 項の要件を満たすことを確認 (合意議事録第 3 パラグラフ)	EURATOM 保障措置 包括的保障措置協定に基づく保障措置(日本) 英 仏 以 外 の EURATOM 加盟国、EURATOM、IAEA 間の保障措置協定に基づく保障措置 英国、EURATOM、IAEA 間の保障措置協定に基づく保障措置 フランス、EURATOM、IAEA 間の保障措置協定に基づく保障措置 (第 8 条第 2 項)
フォールバック保障措置	IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する取極を速やかに締結(第 9 条第 2 項)	IAEA 又は EURATOM の保障措置の原則及び手続きに合致する取極を速やかに締結(第 4 条第 2 項)	IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の適用に合意(第 4 条第 2 項)	IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の適用のために取極を締結(第 2 条の A 第 2 項)	IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の取極を締結(第 3 条第 3 項)	いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、直ちに相互に協議を行い、協定第 4 条第 2 項の規定の遵守を確保するための相互に受諾可能な取極を行う(合意議事録第 4 パラグラフ)	IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の取極を速やかに締結(第 8 条第 3 項)
移転	受領国政府によって認められた者によりのみ移転(第 4 条)	規定なし	規定なし	受領国政府によって認められた者によりのみ移転(第 4 条第 1 項)	規定なし	規定なし	規定なし
管轄外移転	事前同意が必要(第 4 条) 実施取極附属書 1、附属書 2、附属書 3 に掲げる施設から附属書 1 に掲げる施設への照射核物質の移転に関し、包括的事前同意が与えられている(実施取極第 1 条)	以下の保証を受領国政府が得る場合、又は保証が得られない場合において、供給国政府の事前の同意がある場合に移転可能 ✓ 移転先における平和的非爆発目的使用 ✓ 非核兵器国への移転の場合には、当該受領国における包括的保障措置の適用 ✓ 移転核物質への IAEA 保障措置の適用 ✓ 附属書 B に定める水準の核物質防護措置の適用	事前同意が必要(第 3 条第 1 項) 「現在の及び予定中の日本国の原子力計画の表」の枠内で行われること等を条件に、再処理のための日本の管轄外への移転には包括的事前同意が与				

9章 二国間原子力協定 1節 日本が締結している原子力協力協定の内容の比較

	1(a)(iii))	<p>✓ 更なる再移転の場合に、①～④の保証が得られること、に関して受領締約国が保証を得ること (第6条第1項、附属書C)</p> <p>以下の移転については、供給国政府の事前同意が必要</p> <p>✓ 濃縮、再処理、重水生産設備</p> <p>✓ ウラン 233,235 の濃縮ウラン、プルトニウム (第6条第2項)</p>	えられている(交換公文第2部第1条)				
--	------------	--	--------------------	--	--	--	--

	日カザフスタン協定	日ベトナム協定	日韓協定	日ヨルダン協定	日露協定	日トルコ協定	日 UAE 協定	日印協定
通常の保障措置	包括的保障措置及び追加議定書(第 5 条第 1 項)	包括的保障措置及び追加議定書(第 5 条第 1 項)	包括的保障措置及び追加議定書(第 5 条第 1、2 項)	包括的保障措置及び追加議定書(第 5 条第 1 項)	包括的保障措置及び追加議定書(日本) 適格性を有する選択施設における IAEA 保障措置及び追加議定書の適用(ロシア)(第 5 条)	包括的保障措置及び追加議定書(第 4 条第 1 項)	包括的保障措置及び追加議定書(第 5 条第 1 項)	包括的保障措置及び追加議定書(日本) 印 IAEA 間の協定に基づく保障措置及び追加議定書(インド)(第 4 条)
フォールバック保障措置	IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の取極を締結(第 5 条第 2 項)	IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の取極を締結(第 5 条第 2 項)	IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の取極を締結(第 5 条第 3 項)	IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の取極を速やかに締結(第 5 条第 2 項)	規定なし	IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の取極を締結(第 4 条第 2 項)	是正措置が取られない場合、IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の取極を締結(第 5 条第 2 項)	適当な検証のための措置について協議し及び合意する(第 4 条第 3 項)
移転	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	受領国政府または受領国政府によって認められた者にのみ移転(第 12 条)
管轄外移転	協定の下で移転された核物質、資材、設備、技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転は、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条)	協定の下で移転された核物質、資材、設備、技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転は、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条)	協定の下で移転された核物質、資材、設備、技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転は、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条第 1 項) 回収又は副産物として生産された核物質の受領締約国から第三国への移転は、両締約国の書面による合意が必要(第 8 条第 2 項)	協定の下で移転された核物質、資材、設備、技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転は、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条)	協定の下で移転された核物質、資材、設備、技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転は、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条)	協定の下で移転された核物質、資材、設備、技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転は、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 7 条)	協定の下で移転された核物質、資材、設備、技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転は、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条)	協定の下で移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転は、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 10 条)

日本が締結している原子力協力協定の内容の比較(3/5)

	日米協定	日英協定	日加協定	日仏協定	日豪協定	日中協定	日 EURATOM 協定
再処理	事前同意が必要(第5条第1項) 附属書1に掲げる施設における再処理に関し、包括的事前同意が与えられている(実施取極第1条1(a)(i))	規定なし	事前同意が必要(第3条第2項) 「現在の及び予定中の日本国の原子力計画の表」の枠内で行われること等を条件に、日本における再処理には包括的事前同意が与えられている(交換公文第2部第1条)	規定なし	事前同意が必要(第5条) 「画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画」内で行われることを条件に包括的事前同意が与えられている(附属書B)	規定なし	規定なし
プルトニウム、ウラン 233、高濃縮ウランの形状・内容の変更	照射以外の方法による形状、内容の変更には事前同意が必要(第5条第2項) 附属書1に掲げる施設における形状・内容の変更に関し、包括的事前同意が与えられている(実施取極第1条1(a)(i))	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
20%までの濃縮	同意不要(第6条)	規定なし	同意不要	規定なし	同意不要	規定なし	規定なし
20%以上の濃縮	個別の事前同意が必要(第6条)		事前同意が必要(第3条第2項)	規定なし	事前同意が必要(第5条)	規定なし	規定なし
プルトニウム、ウラン 233、高濃縮ウランの貯蔵	両当事国が合意する施設においてのみ貯蔵(第3条) 附属書1又は2に掲げる施設における貯蔵に関し、包括的事前同意を付与(実施取極第1条1(a)(ii))	規定なし	プルトニウム及び濃縮ウランの貯蔵については事前同意が必要(第3条第2項) *通常の処理に付随し、かつ、関連する貯蔵に関して事前同意は必要とされず、いかなる計画にも付随しないか、計画と関連を有しない貯蔵のみについて事前同意が必要とされる。	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし

	日カザフスタン協定	日ベトナム協定	日韓協定	日ヨルダン協定	日露協定	日トルコ協定	日 UAE 協定	日印協定
再処理	規定なし	別段の合意がない限り 禁止(第 9 条)	書面による事前同意が 必要(第 9 条)	禁止	書面による事前同意が 必要(第 9 条)	書面による事前同意が 必要(第 8 条)	禁止	協定の附属書 B の規 程、印 IAEA 協定が効 力を有していること等の 条件を満たす必要(第 11 条)
プルトニウム、 ウラン 233、 高濃縮ウランの 形状・内容の変 更	規定なし	書面による事前同意が 必要(第 8 条)	書面による事前同意が 必要(第 8 条)	禁止	書面による事前同意が 必要(第 9 条)	規定なし	禁止	規定なし
20%までの濃縮	規定なし	規定なし	同意不要	規定なし	同意不要	書面による事前同意が 必要(第 8 条)	規定なし	同意不要(第 11 条第 1 項)
20%以上の濃縮	規定なし	規定なし	同意必要	規定なし	同意必要	書面による事前同意が 必要(第 8 条)	規定なし	書面による事前同意が 必要(第 11 条第 1 項)
プルトニウム、 ウラン 233、 高濃縮ウランの 貯蔵	規定なし プルトニウムは移転さ れない	規定なし プルトニウムは移転され ない	規定なし プルトニウムは移転され ない	規定なし プルトニウムは移転され ない	規定なし プルトニウムは移転され ない	規定なし	規定なし プルトニウムは移転され ない	貯蔵施設の一覧表を毎 年交換。自国の一覧表 の変更には相手国への 書面による通告と相手 国の書面による確認が 必要(第 7 条第 3 項) プルトニウムの移転に は協定の改正が必要 (第 2 条第 4 項)

日本が締結している原子力協力協定の内容の比較(4/5)

	日米協定	日英協定	日加協定	日仏協定	日豪協定	日中協定	日 EURATOM 協定
本協定や保障措置協定に対する重大な違反があった場合や核爆発を行った場合等の措置	本協定に対する違反の場合、IAEA との保障措置協定の終了、重大な違反の場合に、他方当事国に、協力の停止、協定の終了、協定対象品目の返還請求権を付与 米国が協定対象品目を使用して核実験を実施した場合に日本に対し、同様の権利を付与 日本は、全ての核実験の実施の場合に米国に対し、同様の権利を付与 (第 12 条)	本協定の違反等の場合の是正措置を要求する権利、是正措置が適当な期間内にとられない場合の協定の停止又は終了の権利、協定に基づいて移転された核物質の返還請求権を規定(第 11 条)	規定なし	本協定の違反等の場合には、是正措置をとるよう要求する権利を規定 是正措置がとられない場合は、協定を廃棄する権利、協定廃棄の場合には、契約の廃棄、特殊核分裂性物質の返還請求権を規定(第 9 条)	本協定の違反等があり、是正措置がとられない場合、核爆発の実施の場合に協定対象品目の返還請求権を規定(第 7 条)	他方の締約国の要請に基づき、直ちに相互協議を行い、適切な措置をとる旨を規定(第 8 条)	本協定の違反、IAEA との保障措置協定の終了、重大な違反、EURATOM 又は英仏両国を除くその加盟国あるいは日本による核実験の実施、英仏両国による協定の下で移転された核物質を用いた核実験の場合に、他方締約者に協力の停止、協定の終了、移転核物質の返還請求の権利を付与(第 13 条)
機微原子力技術、機微情報の定義	濃縮、再処理、重水生産施設の設計、建設、製作、運転又は保守にとって重要な情報	規定なし	濃縮、再処理、重水生産、重水減速炉に関する情報であって、その供給に先立ち受領当事国との協議の後に、供給当事国により核爆発装置の不拡散のために特に規制すべきものとして指定されるもの(第 7 条(l))	濃縮、再処理、重水生産の設備又は施設の設計、建設、運転又は保守にとって重要なものとして両締約国政府が合意により指定する有形の資料。公衆が入手できる資料を含まない(第 8 条(j)) 両政府により認められた者の間の 1987 年 4 月 30 日の契約に基づき、日仏協定改正議定書の効力発生前にフランスから日本に移転された六ヶ所村再処理施設の設計、建設、運転に係る有形の資料であって両政府が合意により指定するものについては、本協定に基づいて移転されたとみなされる(第 4 条の A 第 4 項、協定附属書 B)	濃縮、再処理、重水生産に関する情報又は両締約国政府が文書により認めるその他の情報であって、その供給に先立ち受領当事国との協議の後に、供給当事国により核爆発装置の不拡散のために特に規制すべきものとして指定されるもの(第 9 条(f))	規定なし	規定なし

機微情報の移転	移転不可(第2条第1項(b))		移転可(第2条)	移転可(第1条(c))	移転可(第2条)	別個の取極が必要(合意議事録第2パラグラフ)	
---------	-----------------	--	----------	-------------	----------	------------------------	--

	日カザフスタン協定	日ベトナム協定	日韓協定	日ヨルダン協定	日露協定	日トルコ協定	日UAE協定	日印協定
本協定や保障措置協定に対する重大な違反があった場合や核爆発を行った場合等の措置	本協定の違反、第3条に規定する機関との保障措置協定の終了、核爆発装置の爆発の場合、協定を停止又は終了し、協定対象品目の返還を要求する権利(第12条)	本協定の違反、IAEAとの保障措置協定の終了、核爆発装置の爆発の場合、協定を停止又は終了し、協定対象品目の返還を要求する権利(第13条)	本協定の違反、IAEAとの保障措置協定の終了、核爆発装置の爆発の場合、協定を停止又は終了し、協定対象品目の返還を要求する権利(第14条)	本協定の違反、IAEAとの保障措置協定の終了、核爆発装置の爆発の場合、協定を停止又は終了し、協定対象品目の返還を要求する権利(第12条)	本協定の違反、IAEAとの保障措置協定の終了、ロシアによる日本から移転された核物質、資材、設備若しくは技術を利用した核爆発装置の爆発ないし日本による核爆発装置の爆発の場合、協定を停止又は終了し、協定対象品目の返還を要求する権利(第15条)	本協定の違反、IAEAとの保障措置協定の終了、核爆発装置の爆発の場合、協定を停止又は終了し、協定対象品目の返還を要求する権利(第13条)	本協定の違反、IAEAとの保障措置協定の終了、核爆発装置の爆発の場合、協定を停止又は終了し、協定対象品目の返還を要求する権利(第12条)	協定を終了する前に、関連する状況に考慮を払い、かつ、終了を求める締約国政府が示した理由を取扱うために速やかに協議し、解決することができないと決定する場合には、協定の全部又は一部を停止する権利、協定対象物品の返還を要求する権利(第14条)
機微原子力技術、機微情報の定義	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
機微情報の移転	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	協定改正が必要(第2条第3項)	規定なし	協定の改正が必要(第2条第4項)

日本が締結している原子力協力協定の内容の比較(5/5)

	日米協定	日英協定	日加協定	日仏協定	日豪協定	日中協定	日 EURATOM 協定
核物質防護	最小限、附属書 B(核物質の区分表は核物質防護条約と同じ)に定めるのと同等の水準の適切な防護の措置の維持を規定(第 7 条)	最小限、附属書 B(核物質の区分表は核物質防護条約と同じ)に定める水準の適切な防護措置の維持を規定(第 5 条)	附属書 A(核物質の区分表は NSG ガイドラインと同じ)に定める指針に従った適切な防護措置の適用を規定(第 3 条第 5 項) 再処理、プルトニウムの貯蔵及び使用に係る施設内にある核物質及びこれらの施設間の輸送については、INFCIRC254 に沿った適切な防護措置(第 1 部第 1 条(c))	最小限、附属書 A(核物質の区分表は核物質防護条約と同じ)に定める水準の適切な防護の措置の維持を規定(第 3 条)	最小限、附属書 A(核物質の区分表は NSG ガイドラインと同じ)に定める指針に則った防護の措置の適用を規定(第 4 条第 1 項) INFCIRC225 の要求を満たすものであることが望ましいとされている。(合意議事録第 3 パラグラフ)	附属書 A(核物質の区分表は NSG ガイドラインと同じ)に定める指針に則った適切な防護措置の適用(第 6 条)	附属書 C(核物質の区分表は NSG ガイドラインと同じ)に定める水準の防護措置を適用(第 11 条)
存続期間	30 年 30 年経過後は、6 か月前の書面による通知によりいつでも終了させることが可能(第 16 条)	25 年 25 年経過後は、6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる。(第 14 条)	10 年 10 年経過後は、6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる。(第 8 条)	45 年 45 年経過後は、6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる。(第 9 条)	30 年 30 年経過後は、6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる。(第 11 条)	15 年 15 年経過後は、6 か月前の事前通告がない限り自動的に 5 年ずつ延長(第 10 条)	30 年 30 年経過後は、6 か月前の事前通告がない限り自動的に 5 年ずつ延長(第 17 条)

	日カザフスタン協定	日ベトナム協定	日韓協定	日ヨルダン協定	日露協定	日トルコ協定	日 UAE 協定	日印協定
核物質防護	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 少なくとも附属書 B に定める水準の防護の措置を規定 ✓ 国際輸送は核物質防護条約に適合するよう行動 ✓ 核テロ防止条約に従って適切に措置 (第 7 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 少なくとも附属書 B に定める水準の適切な防護の措置を規定 ✓ 国際輸送は核物質防護条約に適合するよう行動 (第 7 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 少なくとも附属書 B に定める水準の適切な防護の措置を規定 ✓ 国際輸送は核物質防護条約に適合するよう行動 (第 7 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 少なくとも附属書 B に定める水準の適切な防護の措置を規定 ✓ 国際輸送は核物質防護条約に適合するよう行動 ✓ 核テロ防止条約に従って適切に措置 (第 7 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 少なくとも附属書 C に定める水準の適切な防護の措置を規定 ✓ 国際輸送は核物質防護条約に適合するよう行動 ✓ 核テロ防止条約に従って適切に措置 (第 7 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 少なくとも附属書 B に定める水準の防護の措置を規定 ✓ 国際輸送は核物質防護条約に適合するよう行動 ✓ 核テロ防止条約に従って適切に措置 (第 6 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 少なくとも附属書 B に定める水準の防護の措置を規定 ✓ 国際輸送は核物質防護条約に適合するよう行動 ✓ 核テロ防止条約に従って適切に措置 (第 7 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ IAEA の核セキュリティ勧告 (INFCIRC/225 Rev.4 あるいはその後の改訂版を指針とする際は、その旨を相手国に書面で通告) ✓ 国際輸送は、核物質防護条約に従い適切な措置がとられることを確保 (第 7 条)
存続期間	<p>10 年 その後は 5 年毎に自動延長</p> <p>6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる (第 14 条)</p>	<p>10 年 その後は 5 年毎に自動延長</p> <p>6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる (第 15 条)</p>	<p>10 年 その後は 5 年毎に自動延長</p> <p>6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる (第 16 条)</p>	<p>20 年 その後は 5 年毎に自動延長</p> <p>6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる (第 15 条)</p>	<p>25 年 その後は 5 年毎に自動延長</p> <p>6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる (第 18 条)</p>	<p>15 年 その後は 5 年毎に自動延長</p> <p>6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる (第 15 条)</p>	<p>20 年 その後は 5 年毎に自動延長</p> <p>6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる (第 14 条)</p>	<p>40 年 その後は 10 年毎に自動延長</p> <p>6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる (第 17 条第 2 項)</p>